

令和4年度第1回 岸和田市障害者施策推進協議会

会議名	第1回岸和田市障害者施策推進協議会	
日時	令和4年10月7日（金）10時～12時10分	
場所	岸和田市役所4階 第2委員会室	
出席委員	松端委員、潮谷委員、上野委員、田野委員、寺田委員、小門委員、松藤委員、小西委員、高田委員、根未委員、今西委員、叶原委員、原委員、田中委員、峯近委員 以上15名。	
欠席委員	5人	
事務局	山本福祉部長、長谷川障害者支援課長、東調整主幹、野村障害福祉担当主幹、近道相談担当主幹、木岡サービス担当主幹、木田福祉医療担当長 岡本子育て支援課子育て企画担当主幹	
傍聴人数	3人	
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員自己紹介 3 事務局自己紹介 4 市長あいさつ（部長代読） 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）会長の選出について （2）会長代理の指名について （3）第5次岸和田市障害者計画の進捗状況について （4）その他 6 閉会 	
配布資料	第5次岸和田市障害者計画振り返りシート	資料1

5. 議 事

(1) 会長の選出について

- 事務局：会長の選出について提案があればお願いします。
- 委 員：事務局一任。
- 事務局：事務局案としては、前年度まで会長を務めて頂いた松端委員を引き続き会長として推薦したいが、いかがでしょうか。
- 委 員：異議なし。
- 事務局：ではそのようにさせていただきます。会長席をお願いします。ひとこと、ごあいさつをお願いします。
- 会 長：障害者施策推進協議会は岸和田市の障害者施策について考え、検討し、提言していくという機能を持っている。具体的には障害者基本法に基づき策定される障害者計画、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき3年毎に策定される障害福祉計画・障害児福祉計画について、計画策定時には皆さんの意見を集約して、計画を策定し、計画に基づいて施策が推進されているかをチェックして、ご意見をいただき、もし修正できるところがあれば、修正したりしながら推進していくことになる。人権の尊重や障害者の権利など基本的な考え方は概念的にはほぼ共有されているが、問題はそれが日々の生活に実際に反映されているかどうか。ここで皆さんの声を受け止めて、それを施策に反映していくというようなことを積み重ねていかないとならない。ぜひ忌憚のないご意見をいただきながらこの会議を進めていきたい。

(2) 会長代理の指名について

- 事務局：規則により会長が指名することになっています。お願いします。
- 会 長：潮谷委員にお願いしたい。

(3) 第5次岸和田市障害者計画の進捗状況について

- 事務局より資料1について説明。
- 委 員： 昨年 の 相 談 支 援 体 制 の 圏 域 変 更 は 非 常 に 大 規 模 な も の だ っ た 。 そ の こ と に よ っ て 当 事 者 (利 用 者) に と っ て 不 利 益 が 生 じ て い な い の か に つ い て 、 検 証 と 分 析 が 必 要 で は な い か 。 何 か 実 態 把 握 を し て い る こ と が あ れ ば お 尋 ね し た い 。
- 事務局：令和3年10月までは、3つの委託相談支援事業所で、市域を圏域に分けることなく、それぞれ障害種別を少し限定したかたちで相談を受けていただいていた。令和3年10月からは、3障害、すべての障害種別について相談を受け付け、かつ、市内を6つの圏域にわけ、それぞれ1圏域に1事業所という体制に再構築して委託相談支援事業を進めている。今まで相談していた委託相談支援事業所とお住いの地域を担当することになる委託相談支援事業所が変わ

っているかたもいらっしやると思う。そのことで混乱が生じないように、引継ぎをしていただくために1～2か月間の引継ぎ期間を設け、これまでの事業所とこれからの事業所、2つが一組になって、それぞれの対象者に合わせた引継ぎをしていただいている。また、それまで委託相談支援事業所としてかかわってきた以外に、特定相談支援事業所として計画相談に関わってきている事業所については、委託相談支援事業所としての圏域が変更になったとしても、これまで通りのお付き合いとなる。委託相談支援事業の変更については、岸和田市障害者自立支援協議会に深く関わっていただいていることもあって、自立支援協議会・部会などで、それぞれの委託相談支援事業所が意見交換を行っているところだ。

- 会長代理：自立支援協議会のほうから補足させていただく。先月開催の自立支援協議会全体会で6圏域の委託相談支援事業所から活動状況について報告があった。昨年10月から始まったばかりということで、引継ぎの中での混乱や問題点は、まだ集約できていないと思うが、やはり集約が必要だと思うので、各圏域から声を上げていただければと思う。お話をきかせていただくと、現状、地域のネットワークづくりを始めているところという印象だ。他市の事例でもそうだが、分野別から圏域に分けて3障害にとした場合には多少なりとも混乱はある。相談員が総合的にかかわっていく上では欠かせないなと思っているので、今後、相談員のスキルアップや環境づくりなど、段々と向上していくのではないかと期待している。自立支援協議会の中では相談支援部会を中心に活発に活動しているようだし、大阪府からスーパーバイザーが派遣され、基盤づくりも始めているところだ。
- 委員：今年5月26日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行された。この法律には、市の障害者計画の見直しをするという文言がある。そういう情報を委員のみなさんに提供していないのはどうしてかと思う。法律に基づいて計画を見直すのであれば、岸和田市の計画も当然見直すべきこと。どのように見直しをするのか楽しみにして出席しているが、全くそれについては触れていない。
- 会長：お手元の概要版2ページにあるように、第5次障害者計画は令和3年度から始まり、今が2年目。法改正などを踏まえて計画をその都度、毎年見直すというわけにもいかないなので、それを踏まえて、これから具体的な施策の部分で考えていくということだろう。事務局どうか。
- 事務局：会長のおっしゃる通り、そのようにと考えている。委員は法律の第9条の規定についておっしゃっていると思うが、第9条では「市町村が、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする」となっている。現在のところ、この規

定に基づき、次の計画を策定する際には、法の趣旨を反映したものとしていくというふうに考えている。

- 会 長：(情報のバリアフリー化やコミュニケーション支援に関わる) 具体的な施策については、これまでも第5次岸和田市障害者計画に取り組みを書き添えて、振り返りシート(資料1)だと、4ページ・5ページの「情報提供・コミュニケーション支援の充実」通し番号の16番から18番。決して十分ではないかもしれないが、こういう形でコミュニケーション支援に関しては、例えば5年前・10年前に比べると一定の前進があるかと思う。でも十分ではないので計画では大枠を定めて、具体的には年度ごとにどんなことを実践していくのかということになる。もし具体的に不都合な点等があれば、この協議会の中でご発言頂いて、それを踏まえて可能な範囲で対応していく、そういうことの積み重ねになると思う。
- 委 員：この計画が終わるまで見直しはしないということなのか、計画途中でも見直しをするのかをお聞きしたい。
- 会 長：計画自体は大枠を定めている。そのもとで具体的な施策をどうしていくかは、ここでいろんなご意見・ご指摘をいただき、話し合いをしつつ、提言するなどして反映していくということだ。計画書に定めている文言の修正のようなことは、次の策定作業の際にということになるが、計画というものは基本的な方向性を定めているもので、具体的な中身についてはここで議論していただける。一度計画を定めるとその計画期間中はその枠にしばられるかということ、そもそもその枠が方向性を示しているものなので、中身についてはその年度、その年度、具体的にどのような施策ができるのか検討し、今回の令和3年度のように報告を受ける。今度は令和5年度に向けてご意見があれば声を上げていただき、それを可能な範囲で具体的な事業・施策に反映させていくというサイクルだ。決して硬直的に、定めたものは法制度が変わろうとも計画期間中は変更しないというものではない。
- 委 員：おっしゃることはわかった。法律ができたので、できる範囲で、それに近づいていこうという努力をするという文章を改めて載せてほしい。新しい法律には、障害者と障害者でない者との情報の格差がないようにという文言がある。例えば視覚障害のある人に音声による「声の広報」が必要なように、音声も文字もわからない人の中には手話で情報を得たいという人もいるので、そうした人には広報の内容を手話で知らせることが必要だ。費用のかかることなので今すぐというのは難しいかもしれないが、そうした情報格差があるということを委員のみなさんにもわかってほしい。また、新しい法律ができたことを委員のみなさんには事務局から資料として送付し情報提供していただきたい。

- 会 長：今回、新しい法律ができたということで、障害者施策推進協議会が開催されるのであれば、資料として送付し、その都度、タイムリーな話題を盛り込んでほしいということだ。コミュニケーション支援を進めていても、情報の格差はやはりあるので、「声の広報」のように、「手話の広報」があればというご提案だ。文字が読める人、文字の拡大版が必要な人、「声の広報」が必要な人、「手話の広報」が必要な人というように、自由なアクセスで情報を収集することができるような仕組みを作っていく必要があるだろう。
- 委 員：一つ目は事務局からの資料の説明にもあった、「声の広報きしわだ」や「声の新着図書案内」のCDの配布をしている件について、昨年度の障害者施策推進協議会でもお願いしたが、現在、配布されている図書館や図書館の分館（市民センター内）だけではなく、地域にある公民館や男女共同参画センター、保健センターなど、市民に身近な施設が市内にはたくさんあるので、そうした施設にも「声」の情報が行き届くように市のほうで考えていただきたい。もう一つは、東岸和田駅近くの岸和田港塔原線の交差点のエスコートゾーンについて。このエスコートゾーンの位置が、祭礼時に支障があるということから、祭礼時には取り外し、祭礼後に元に戻すことをこれまで繰り返してきた。今年からは取り外したら元に戻さないという方針で、大阪府岸和田土木事務所の説明会があった。日常生活を送るにあたって必要不可欠なこの交差点の、エスコートゾーンを撤去したままでは、視覚障害者の安全な移動・横断を担保できない施策だと思われる。祭礼団体からの申し入れがあるということも聞いているので、祭礼の期間だけは取り外して、その後はまた、元通りに敷設して欲しい。土木事務所の説明では、その代わりに経路に点字誘導ブロックを敷設しましたということだが、これではエスコートゾーンに代えることはできないと考えるので、（取り外したままではなく）元に戻していただきたい。
- 事務局：一つ目の「声の広報」「点字広報」については、広報広聴課にご意見をお伝えしていて、配布先を拡げることについて検討していると聞いている。もう一つのエスコートゾーンについては、市の道路所管部局にお伝えし、説明会があったが改めてご意見をいただいたということ、道路所管部局を通じて大阪府岸和田土木事務所に改めて伝えてもらうということでお預かりさせていただく。
- 委 員：1つ目は計画策定の際の答申書に付帯意見を付した件について、ここでご報告させていただきたい。（統計的な数字を）表で見るとサービス利用量はゆるやかに増加していつているけれども、その利用者の障害の状態（軽度、重度など）などはわからないということがある。私たちが把握しているところによると、重度重複障害者が利用できるサービスは圧倒的に少ないので、そこには手が届いていないのではないかとということで、答申書には「実態把握に努める」こ

とや必要であれば「人材や予算を確保するように努める」ことなど、付帯意見を付していただいた。先日の市と障害者団体との懇談会のなかで、第7期障害福祉計画策定に向けて実態把握ができるようにということで、令和5年度に重度の障害者を対象としたアンケートを考えていると回答があった。これは答申書に付帯意見を付していただいたおかげと感謝している、それをご報告させていただく。もう一つは、親が60歳代になり、子が30歳代になってくると、親としては老後、子どもをどこに託すのか、そしてそこが安心して大事にされる場所であることを見届けるのが大きな宿題だ。しかし、重度の障害がある子どもの親のなかには「預けるところはない。最後まで私がこの子をみる」という人もいる。やはり重度で強度行動障害のある子どもを預けることのできる場所はなかなかない。先日の懇談会で、重度の障害があるがサービス利用のない人を対象に、実態を把握するために、アウトリーチの訪問を始めたと聞いた。対象などの件数はどれぐらいか。

○事務局：サービス未利用者の訪問（アウトリーチ）は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級を交付されていて、在宅福祉サービスを全く利用していない人のうち、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所への相談もない人の中から、ケースワーカーが訪問する生活保護受給世帯、介護保険サービスやその他のサービスも利用していなくて、全くコンタクトのない人について、まずは訪問していくことを始めている。令和4年度では今のところ68件。そのうち訪問を受け入れてくれるところに順次、訪問させていただいており、3割程度。お話をさせていただくと、サービスに繋がる場合もあれば、自立した生活を送られていてその必要がない場合もあるが、まずはコンタクトをとっているところだ。

○委員：すぐにサービスが必要ではなくても、市が気にかけているという、コンタクトがあるということが大事。所属している団体の会長のところにもSOSが届くが、会長の子どものにも重度の障害があり、困っている者どうしでは共倒れになりかねない。市が把握のためにアクションを起こしてくれるのは大いにお願したいところ。親のある間に子どもの暮らしの場をというのが私たちの願いだ。そしてそれが人権が尊重される安心できる場所であること。そのために同性介助は法制化していただきたい。法制化の話を市に対してお話してもそれですぐに実現するというわけではないが、府や国に向けて言ってもらわないと。日本は収入の少ない人のほうが税の負担感が大きい国だと思う。そして、福祉にお金を使わない国になっているが、法制化の願いは決して贅沢なことではない。しっかりと財源を確保していただきたい。傍聴にきていただいたりして市議会議員の方にも関心をもっていただき、市議会での質問にもつながり、市長からの答弁もいただいているが、より具体的にわたしたちの困りご

とを申し上げれば、親亡き後、子どもを託せる場所だ。私がお願いしている相談支援専門員は1人で100ケースを抱えている。営業に訪れるグループホームや既知の施設の情報が頭の中に入っているものの、事業所一覧のようなものは相談支援専門員の手元にないようだ。グループホームのネット検索サイトがあるということを知り、民間が開設している、全ての施設等が網羅されているわけでもない。そうした民間事業者と市が官民一体で運営すれば、(施設等が網羅されて)見学に行くこともできる。ネットが使える人は、見学の予約もネットからできればいい。そうした新しい他市に先駆けた工夫をしてもらいたいと思う。

○会長：答申については付帯意見で、重度の障害がある人は一番サービスが必要なはずなのに実は利用できていない人が多くいるのではないかとということがあり、実態等の調査も含めて対応していこうということだった。実態調査については、来年度、次の障害福祉計画の策定作業が始まるので、その際の調査で、障害の重い人のサービス利用状況について把握するための調査をするということだ。また、障害者手帳の重度の人でサービスの利用がなく、相談支援も受けられていない、生活保護などのサービスにも全くつながっていない人が68件ということだ。岸和田市の規模なら、個別・具体的に把握していくことも可能だろう。統計的にパーセンテージで把握することと、顔の見える関係の中で個別・具体的に把握していくことの両面からの把握がいるということ。そして、サービス利用情報について。障害福祉の世界では「親亡き後の保障」が言われ続けているが、本当に親が安心して子どもを託せるようなサービスであるかということ、残念ながらそうではない面がある。さきほどの同性介護の点についてもスタッフ不足から異性介護もある。原則は同性介護だろう。まずはそこが当たり前になるように徹底していくことが重要だ。そういうところにしか預けることができないとなると、利用者本人もつらいし、親もつらい。日本は経済的にも豊かで穏やかな国に見えるが、世界的な標準からするとずれているところがある。そうしたところは指摘し、改善していく必要があるだろう。人権を大切にすることであれば、国に要望してもなかなか進まないだろうが、「岸和田市としては」というところで、こだわっていけないか。それから、サービス利用情報について、市が市内にある事業所やその定員・利用状況等、事業者情報を把握しているだろう。岸和田市が岸和田市にある事業所と連携してサービス利用状況を把握して、市民向けにネット上で自由に閲覧できるようにして、見学や相談に行けるような仕組みがあればいいということだが、会長代理のほうでご存じの事例はあるか。

○会長代理：各市町村でDX化を進める中に障害福祉サービスの空き状況を盛り込めなかと検討している自治体はあるが、ただ、これは難しいといわれている。事

業所側にとっては空きが有ると減算になるし、相談支援専門員にとってもどこに空きがあるのか、あちこち連絡をとっているのが現状なので、本当は事業所も相談支援専門員も利用者も閲覧できる、そうしたサイトがあったほうがいい。岸和田市で検討すれば大阪府では一番最初の取り組みになるだろう。

- 委員：岸和田市だけでは足りない。岸和田市広域事業者指導課が所管している岸和田市、貝塚市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町の5市1町について把握していただきたい。ただし、事業所の状況は1週間単位で変わっていくので、サイトの中身の運営は、民間が毎週事業所に電話をしてアナログで状況確認をする。利用者側はサイトから掲載された情報をネット上で利用する。そういうふうにしていただきたい。
- 会長：やろうと思えばできるものだろう。旅行を考えて旅行代理店に行くこともあるが、行かずに、ネットの旅行予約サイトで空き状況を確認するようなものだろう。障害福祉サービスでもネット上で検索すると空き状況がわかるような仕組みがまだないのは不思議。
- 委員：民間でそうしたサイトを運営しているところは、府内で2か所ほどある。そのサイトを立ち上げるのに700万円ほどかかったようだ。電話確認をする人も雇わないといけないので、なかなか黒字とはいかないが、必要性を感じて運営している。わたしたちのニーズにも合って、運営する側も事業として成り立たせていくには、民間事業者が把握している情報だけでは不十分。岸和田市広域事業者指導課などで把握している事業者情報を公表して、官民で連携していただくとうれしい。グループホームは増えているが、質はさまざま。それを知るには見学してみないとわからない。
- 会長：今や入所施設よりもグループホームのほうが増えている。質の保障ということも別途必要だろうが、少なくともどこにどれだけあるのか等の情報はもっとオープンにされて自由にアクセスできるようにならないと。
- 委員：聴覚障害者であるわたしはいま、手話通訳の派遣を依頼して利用することができているが、18歳未満の聴覚障害のある子は手話通訳の派遣を依頼しても利用できない。子どもも中学生や高校生になれば、自分でいろんなことをしてみたい。就職や進学のためのいろいろなことのために、手話通訳を依頼したくてもできない。18歳未満の子どもでも手話を使って生活をしている人には、手話通訳は必要なので、市の手話通訳の派遣制度を利用できるようにしていただきたい。先日の市と障害者団体との懇談では、他市の事例をもとに研究するということがあったが、子どもは今も生きています。今すぐに利用できるようにしていただきたい。小さな事かもしれないが改めてここで、すぐに利用できるようにするのか、先延ばしにするのかをお尋ねしたい。
- 事務局：今までは18歳未満の子どもさん単独でのところには派遣していなくて、子ど

もさんと親御さんのところに手話通訳の派遣をしていたという状況。今後については検討中というところだ。

- 会 長：18 歳未満は未成年で親の保護のもとにあるというのは前提にあると思うが、一律に年齢で考えるのではなく、個別・具体的な状況を見て考えるようにしないと。一律に基準を決めるというのではなく柔軟な対応が可能なはずで、事情を勘案して必要な人には派遣するというようにするのが合理的な判断だ。
- 委 員：資料1の3ページ通し番号12番の、避難体制づくりの推進について。わたしのいる施設では岸和田市と福祉避難所の協定を結んでいる。岸和田市避難行動要支援者支援プランのなかに、避難行動要支援者名簿について記述されている。高齢者と重度障害者等が対象になると理解しているが、高齢者については介護保険課で把握をしていると聞いているが、障害者についてはどこが名簿の作成・把握をしているのか。
- 会 長：福祉避難所は、高齢の人や障害のある人など福祉的な配慮が必要な人の受入れのための避難所。福祉施設と福祉避難所として協定を結んで形式上は整っているが、具体的にどうしていくのか中身についてはもっと詰めていかないといけないだろう。
- 委 員：わたしの理解では、事前に避難行動要支援者名簿を作成して、その地域にはこういう施設があるからそこに避難しましょうね、というような形だと理解している。
- 会 長：避難行動要支援者、自力で避難することが難しい人たちの名簿を作る。そして発災時に誰がどの人のもとに駆け付けるのかといったことを個別に定める。その先、どこの避難所に避難するのかなどについて定め、丁寧に計画（個別避難計画）を作っていないかなくてはならない。今のところ、避難行動要支援者名簿を作ること、福祉避難所の協定を結ぶことなど、形式的なことをしてきているが、まだマッチングができていない。委員の質問は、障害者の場合、避難行動要支援者名簿に登録する際の要件は何かというお尋ねか。
- 委 員：その進捗状況について教えていただきたい。
- 委 員：先日、市の危機管理課職員を招いて防災についての勉強会を（出前講座で）実施した。その際に、どこがどのように計画を作っていくのかについてお尋ねした。検討中という話だったが、今年度中にははっきりさせて、来年度から策定していきたいということだった。それより以前に、神戸の震災（阪神・淡路大震災）に遭った人の話を聞く機会があった。当時、避難所の体制も整っていないで、その人は、障害のある子どもさんが騒ぐので避難所に避難できず自宅にとどまっていたが、そのために避難所の名簿に登録されず支援物資の配布がなくて困ったということだった。こうした事例についても危機管理課職員に伝えた。自宅が安全な状況であれば、自宅にとどまるのが良いかもしれないが、

物資が届かない可能性についても考慮して計画を作っただけならありがたいとお伝えした。また、就労継続支援B型を利用している人たちのための避難行動計画をつくっただけなら嬉しいとお伝えしている。障害のある人が集団の中で生活するのはとても難しいこととお伝えしている。わたしたちがこうした講座も活用して、現状を危機管理課に伝えていかないと、実態がわからないと思う。こちらからも危機管理課への情報提供が必要だ。もう1点、話は戻るがグループホームについては、民間が運営するサイトがあるので一度、ご覧になってはと思う。全ての事業所をとということなら、相談支援専門員のみなさんに事業所の一覧表を配布するのが最善ではないか。

- 委員：サイトを閲覧したことがあるが、民間のサイトは掲載料等によって運営され、情報が掲載されるので、全ての事業所が掲載されているわけではない。全てが掲載されていれば見学なども親が元気なうちに自分たちのペースでできる。なんでも予約が携帯・スマホからできる時代だ。市としても前向きに考えていただけたらと思う。
- 委員：避難行動要支援者の名簿登録の取り組みについては、当初、民生委員が担っていた。現在は民生委員に限らず町会などの団体にも名簿が配布され活動が継続されている。民生委員児童委員協議会では地区福祉委員会の活動（見守り活動等）の中で、対象となるような高齢者等については名簿をもらって把握しているが、障害者については確実なものがない。障害者については民生委員がお宅を訪問してお尋ねしないと把握できない。個人情報のことでもあり、なかなか訪問につながりにくい、訪問方法を工夫し、制度の趣旨を説明して、ご案内と登録の働きかけを行っている。地区福祉委員会の活動は自主活動なのでなかなか手の届かないところもあるが、今後も民生委員と社会福祉協議会が連携して引き続き取り組んでいきたい。それと、様々な相談事業の1つとして社会福祉協議会は以前から日常生活自立支援事業に取り組んでいるが、他市と比べて予算が厳しい。事業費の国・府・市の負担割合（補助金）が府内他市と比べて岸和田市では低い。結果、資料1の2ページ9番「日常生活自立支援事業」は「3. あまり成果を得ていない」という結果になっている。岸和田市内からの相談は全て受け付けているが、これ以上は手が回らないような状況だ。予算がなければ人材の確保ができないことを、これまでも市には伝えてきたが、予算の獲得は厳しいようだ。このままでは相談に応じることができない事態が起こりうる。人材面での社会福祉協議会の努力にも限界があることをご理解いただきたい。
- 事務局：さきほどの、避難行動要支援者支援プランの対象になる避難行動要支援者をどのようにリストアップし把握しているのかというお尋ねについて。対象者の要件は、1・2級の身体障害者手帳を所持する視覚障害者（児）・聴覚障害者

(児)・肢体不自由者(児)、A判定の療育手帳所持者(児)、介護認定では要介護3・4・5の方、精神障害者保健福祉手帳1級の人。そして、市内にお住まいで、生活の基盤が自宅にある人が、対象になってくる。そうした要件に合わせて、介護認定を受けている人については介護保険課で全ての介護認定を受けている人の中からリストアップする。障害者手帳を持つ人については障害者支援課のデータの中からリストアップする。その後、それぞれのリストを取りまとめて、一斉に介護保険課から毎年、登録のご案内を送付する。そのほか、毎年、同時期に広報きしわだにも案内記事を掲載する。そうして、登録していただいた人をすべて集めて1つの名簿にして、危機管理課・障害者支援課・介護保険課のほか、民生委員や地域の団体にも名簿をお渡しする。登録していただいた人で個人情報の提供の同意をいただいたうえで、名簿を作成してお渡ししている。もう1点、福祉避難所に関連して。避難行動要支援者支援プランの中には、もうすこし進んで、個別避難計画の策定についても触れられている。個別避難計画はどのように避難するのかひとりひとりについて作る計画。これは危機管理課が主導してどういった方々のご協力を得て、どんなふうにしていくのかについて、現在、作業中だ。近々ご協力お願いすることになると思うが、市内全域を一斉にとするのは難しいので、まずは一部地域を対象に始めて、順次進めていくことになると思う。

- 委員：そうした進捗の状況についての情報が、福祉避難所の協定を結んでいる施設には入ってこない。いざという時に備えて、情報共有の場をもっていただきたい。さきほどの、社会福祉協議会・民生委員のボランティアでの活動については他からも聞き及んでいる。地域で孤立している高齢者や障害者に情報を届ける難しさ・ご苦労について聞いている。これらはまさしくアウトリーチの活動だ。これは(地域生活支援拠点等の)面的整備を行ううえで、合理的で負担をかけずに効果が上がる方法だと考える。防災と地域福祉活動は実は一体的なものだと理解している。社会福祉法人としても協力していきたいので、施策として検討をお願いしたい。
- 会長：いくつか課題の提示があった。次回この続きについて協議していく。計画づくりについては来年度から本格的になるが、計画に限らず反映できるものは反映していけばよい。
- 委員：昨年度の相談支援体制の再構築によって、これまで実施されていた障害種別ごとの当事者による相談(ピアカウンセリング)の機会がなくなった。6つの圏域の新しい体制の中に組み込まれているということだが、視覚障害者がどのような相談を持ち掛けているのか、その相談が理解されているのかが、わからない。これまで実施されていた障害種別ごとの当事者による相談(ピアカウンセリング)はこれからも必要だと認識していただきたい。

○会 長：本日、特に話題となった、障害福祉サービスの情報を一元的に管理して、障害福祉サービスのDX化のようなこと、災害時のこと、そして相談支援体制が3つの障害種別ごとになっていたものが、障害種別を超えて6圏域の圏域ごとの体制になっているが、どの障害種別の相談にも応じるということと、障害特性に応じて相談にのることの両方が必要だということ。3つあるとおもうので、次回また協議できたらと考える。

以 上